

令和2年 7月 吉日

保護者の皆様へ

ゆたか第二保育園  
園長 島田 峰子

#### 令和元年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただく請求書ではありません。

令和元年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか第二保育園

令和元年度公定価格（一人あたり）

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	146,010円	146,010円	130,030円
	5月	146,010円	146,010円	130,030円
	6月	146,010円	146,010円	130,030円
	7月	146,010円	146,010円	130,030円
	8月	146,010円	146,010円	130,030円
	9月	146,010円	146,010円	130,030円
	10月	150,670円	150,670円	134,670円
	11月	150,670円	150,670円	134,670円
	12月	150,670円	150,670円	134,670円
	1月	150,440円	150,440円	134,440円
	2月	150,220円	150,220円	134,220円
	3月	177,100円	177,100円	161,100円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

第13条第4項第3号による副食費徴収免除対象となっていない方については、10月以降の施設での副食提供(予定)日数×225円を乗じた額を、上記公定価格から減じた額となります。

ゆたか第二保育園

令和元年度公定価格（一人あたり）

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	239,040円	160,090円	110,900円	95,380円
	5月	238,890円	159,940円	110,750円	95,230円
	6月	238,890円	159,940円	110,750円	95,230円
	7月	238,890円	159,940円	110,750円	95,230円
	8月	238,850円	159,900円	110,710円	95,190円
	9月	238,850円	159,900円	110,710円	95,190円
	10月	239,180円	160,130円	110,880円	95,340円
	11月	239,180円	160,130円	110,880円	95,340円
	12月	239,180円	160,130円	110,880円	95,340円
	1月	239,180円	160,130円	110,880円	95,340円
	2月	239,090円	160,040円	110,790円	95,250円
	3月	243,000円	163,950円	114,700円	99,160円
保育短時間認定	4月	228,330円	149,380円	100,190円	84,670円
	5月	228,180円	149,230円	100,040円	84,520円
	6月	228,180円	149,230円	100,040円	84,520円
	7月	228,180円	149,230円	100,040円	84,520円
	8月	228,140円	149,190円	100,000円	84,480円
	9月	228,140円	149,190円	100,000円	84,480円
	10月	228,450円	149,400円	100,150円	84,610円
	11月	228,450円	149,400円	100,150円	84,610円
	12月	228,450円	149,400円	100,150円	84,610円
	1月	228,450円	149,400円	100,150円	84,610円
	2月	228,360円	149,310円	100,060円	84,520円
	3月	232,270円	153,220円	103,970円	88,430円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」  
 第13条第4項第3号による副食費徴収免除対象となっていない方については、4,500円を  
 10月以降の上記公定価格から減じた額となります。